

零細事業者に選択迫る

税負担か、取引減覚悟か

10月1日に始まる消費税のインボイス（適格請求書）制度。複雑で反対の声も多い制度の仕組みや問題点、予想される影響をQ&A形式でまとめた。〇面参照
（佐久間博康）

インボイス制度来月開始

Q インボイスとは。
A 消費税が2019年10月1日に10%と8%の複数税率になったことに対応し、正確な税率や消費税額を記した請求書を指す。仕事や商品を受注した事業者が発注元の事業者に対して発行する。発行できるのは消費税の納税義務を負う「課税事業者」に限られる。

Q 問題点は。
A 売上高1千万円以下の事業者はこれまで、消費税を納めなくてよい「免税事業者」だったが、課税事業者にならないとインボイスを発行できず、税負担が増える。

その結果、発注元は免税事業者との取引を見直したり、値引きを求めたりする。建設業の「一人親方」や個人事業主、フリーランスや零細事業者、副業をしている会社員は免税事業者のままでは、課税事業者になるか、苦渋の選択を迫られている。一般消費者が顧客の免税事業者は、影響が少ないとみられる。

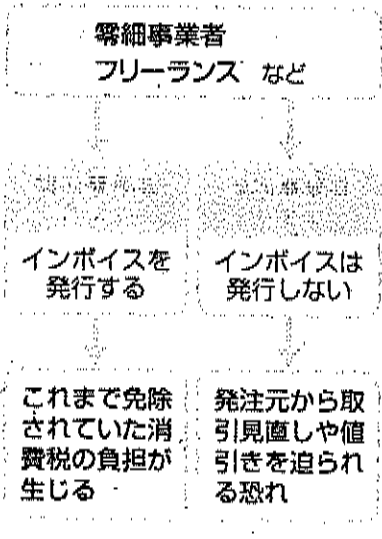
Q 免税事業者が課税事業者になった場合、どれくらい消費税負担が生じる見込みか。
A 業種や売上高によって異なるが、納税手続きが比較的簡素な「簡易課税制度」を利用した場合の試算は、年間売上高が330万円の場合、税率10%が適用されると運輸業やサービス業は15万円、飲食業は12万円、軽減税率8%が適用さ

増える。発注元の事業者も、消費税を納める際にインボイスを受け取らないと、下請けや仕入れ先に支払った消費税分の金額を差し引いて納税額を計算できる控除が受けられなくなるため、税負担が増える。

Q 業種や売上高によって異なるが、納税手続きが比較的簡素な「簡易課税制度」を利用した場合の試算は、年間売上高が330万円の場合、税率10%が適用されると運輸業やサービス業は15万円、飲食業は12万円、軽減税率8%が適用さ

者になるか、苦渋の選択を迫られている。一般消費者が顧客の免税事業者は、影響が少ないとみられる。

インボイス制度を巡る選択肢



インボイスを巡る発注元の判断と対応

- 取引先からインボイスの発行を受けないと消費税負担が増す
- 取引先に発行を強要したり、一方的に取引見直しや値引きを通知したりすれば、独禁法などに抵触の可能性も
- 住宅業界では、大手メーカーなどからなる住宅団体が対応指針を取りまとめ
- 大手出版社では、従来通り消費税も含め値引きせず支払うと明言する会社も

県内2万4600件登録 8月末

れる飲食料品を扱う小売業は4万9千円となる。制度開始から26年9月までは、納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置があるが、負担額は軽くない。

Q 県内の登録状況は。
A 国税庁によると、8月末時点で約2万4600件の登録があった。内訳は課税事業者が約1万8600件、免税事業者が約6千件。課税事業者の登録率は全国平均より1割高い90%となっている。

Q 発注元への影響はどうか。
A 免税事業者からの仕入れに関しては制度開始から6年間は税負担の一部を軽減する経過措置がある。制度開始から26年9月までは仕入れ税額相当額の8割、同年10月から29年9月までは5割を控除できる。

発注側が下請け事業者に免税事業者であることを理由に消費税相当額を支払わなかったり、課税業者にならなければ取引価格の引き下げを一方的に通告したりすると、下請法や独占禁止法に抵触する恐れがある。